

○鴻巣市自転車駐車場の整備及び自転車等の放置の防止に関する条例

平成6年3月30日条例第14号

改正

平成17年9月22日条例第118号

鴻巣市自転車駐車場の整備及び自転車等の放置の防止に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 自転車駐車場の附置義務（第8条—第17条）

第3章 自転車等の放置の防止（第18条—第22条）

第4章 雑則（第23条—第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自転車駐車場の整備及び自転車等の放置の防止に関し必要な事項を定め、自転車等の駐車秩序を確立し、もって市民の良好な生活環境の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- （2） 自転車駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- （3） 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他の公共の用に供する場所で、自転車駐車場以外の場所をいう。
- （4） 放置 公共の場所において、自転車等の利用者が当該自転車等を離れて、直ちに移動することができない状態にあることをいう。
- （5） 大型店舗等 百貨店、スーパーマーケット、銀行、学習塾、文化教室、遊技場、映画館等又はこれらの混合用途施設で自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設をいう。

（市長の責務）

第3条 市長は、この条例の目的を達成するため、自転車駐車場の設置に努めるとともに、自転車等の放置の防止に必要な施策を実施するものとする。

2 市長は、自転車等の放置の防止に関する施策を実施するため必要と認めるときは、県、道路等公共施設管理者、警察、鉄道事業者その他関係機関と協議するとともに協力を要請することができる。

(自転車利用者等の責務)

第4条 自転車等の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）は、公共の場所に自転車等を放置してはならない。

2 利用者等は、自転車の駐車秩序に関する意識の向上に努めるとともに、市長が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

3 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「自転車法」という。）第12条第3項の規定により、自転車の利用者等は、当該自転車の防犯登録を受けなければならない。

4 自転車の利用者等は、当該自転車の見やすいところに住所及び氏名を明記するなど利用者等が確認できる表示をするよう努めなければならない。

(鉄道事業者等の責務)

第5条 鉄道事業者及び路線バス事業者は、その利用者等のために自ら自転車駐車場の設置に努めるとともに、鉄道事業者については、自転車法第5条第2項の規定に鑑み、市長から自転車駐車場のための用地の提供について申入れがあったときは、その事業との調整に努め、当該鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、自転車駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。

(施設の設置者の責務)

第6条 官公署、学校、図書館等公益的施設の設置者及び大型店舗等の設置者は、その施設の利用者等のために必要な自転車駐車場の設置に努めるとともに、市長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(自転車の小売を業とする者の協力)

第7条 自転車の小売を業とする者は、自転車等の販売に当たっては、自転車法第12条第3項に規定する防犯登録の勧奨に努めるとともに、市長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

## 第2章 自転車駐車場の附置義務

(附置義務区域の指定)

第8条 自転車法第5条第4項の規定に基づき、市長は、自転車駐車場の附置義務区域（以下「附置義務区域」という。）を指定することができる。

2 市長は、附置義務区域を指定するときは、あらかじめ鴻巣市自転車対策協議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、附置義務区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

（附置義務区域の変更）

第9条 市長は、附置義務区域及びその周辺の状況の変化に応じ、当該附置義務区域を変更することができる。

2 前項の規定による附置義務区域の変更については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

（自転車駐車場の設置）

第10条 附置義務区域内において、大型店舗等の用途に供する部分の延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においてはその延べ面積の合計とし、増築又は改築の場合においては増築後又は改築後の延べ面積の合計とする。）が500平方メートルを超える施設を新築し、増築し、又は改築しようとする者は、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に床面積25平方メートルにつき1台の割合により算定した規模以上の規模を有する自転車駐車場を設置しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、大型店舗等の用途に供する部分の延べ面積が5,000平方メートルを超える施設の自転車駐車場の規模は、当該延べ面積が5,000平方メートルまでの部分については、前項の規定により算定した自転車駐車場の規模とし、当該延べ面積が5,000平方メートルを超える部分については、同様に算定した自転車駐車場の面積に2分の1を乗じて得た面積を加えた規模以上の規模とする。

3 混合用途施設の店舗面積は、各用途の店舗面積の合計とし、自転車駐車場の規模は、前2項の規定を適用する。

（自転車駐車場の構造及び設置）

第11条 前条の規定により設置される自転車駐車場の構造及び設備は、利用者等の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。

（自転車駐車場の設置の届出）

第12条 第10条の規定により自転車駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ規則で定める事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、同様とする。

（適用の除外）

第13条 この条例の規定により、新たに附置義務区域となった区域において、当該区域となった日から起算して6箇月以内に大型店舗等の新築、増築又は改築の工事に着手した者については、第10条の規定は適用しない。

(自転車駐車場の管理)

第14条 自転車駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車駐車場をその目的に適合するよう管理しなければならない。

(立入検査等)

第15条 市長は、この条例の規定を施行するため、必要な限度において施設若しくは自転車駐車場の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして施設若しくは自転車駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

(措置命令)

第16条 市長は、第10条から第12条まで又は第14条の規定に違反すると認められる者に対して、直ちに適切に措置するよう指導し、指導に従わないときは相当の期限を定めて、その当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及びその理由を記載した措置命令書により行うものとする。

(氏名等の公表)

第17条 市長は、前条の規定による措置の命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。

### 第3章 自転車等の放置の防止

(放置禁止区域の指定)

第18条 市長は、放置された自転車等が大量に集積され、又は大量の集積を引き起こすおそれがある公共の場所について、市民の良好な生活環境を確保するために必要があると認められるときは、当該公共の場所を含む地域を自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、放置禁止区域を指定するときは、あらかじめ鴻巣市自転車対策協議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、放置禁止区域を指定したときは、その旨を告示するとともに、規則で定める放置禁止区域である旨の標識を設置しなければならない。

(放置禁止区域の変更)

第19条 市長は、放置禁止区域及びその周辺の状況の変化に応じ、当該放置禁止区域を変更することができる。

2 前項の規定による放置禁止区域の変更については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(放置自転車等に対する措置)

第20条 自転車法第6条第1項の規定に基づき、市長は、放置禁止区域に自転車等が放置され、他の手段によっては良好な生活環境を確保することができないと認められるときは、当該自転車等を撤去することができる。

2 市長は、放置禁止区域を除く公共の場所に自転車等が放置され良好な生活環境が阻害されると認められるときは、当該自転車等にあらかじめ撤去する旨の警告をした後、なお自転車等が放置されているときは、当該自転車等を撤去することができる。

3 市長は、前2項の規定により、自転車等を撤去したときは、あらかじめ定めた場所に保管するものとする。

(保管した自転車等の措置)

第21条 市長は、前条第3項の規定に基づき保管した自転車等について、規則で定める事項を告示するとともに、当該自転車等の利用者等に当該自転車等を返還するために必要な措置を講じなければならない。

2 自転車法第6条第3項の規定に基づき、市長は、前項の措置を講じたにもかかわらず利用者等が引き取らない自転車等について、当該自転車等の保管に不相当な費用を要すると認めたときは、当該告示の日から起算して2箇月を経過した後売却し、代金を保管することができる。

3 市長は、前項において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、廃棄等の処分をすることができる。

(費用の徴収)

第22条 自転車法第6条第5項の規定に基づき、市長は、前2条の規定による自転車等の撤去、保管等これらの措置に要した費用として当該自転車等の利用者等から別表に定める額を徴収するものとする。ただし、市長が正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。

2 前項の費用は、利用者等が自転車等を引き取る際に徴収する。

#### 第4章 雑則

(自転車対策協議会)

第23条 自転車法第8条第1項の規定に基づき、市長は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、鴻巣市自転車対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員20人以内で組織し、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(民営事業の育成)

第24条 市長は、民営自転車駐車場事業の育成を図るため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(告示の方法)

第25条 第8条第3項、第9条第2項、第18条第3項、第19条第2項又は第21条第1項に規定する告示の方法は、鴻巣市公告式条例（昭和29年鴻巣市条例第1号）の例による。

(証票の携帯等)

第26条 市長から第15条、第16条又は第20条の規定に基づく権限の行使をするよう命ぜられた職員は、その身分を示す腕章を着用するとともに、証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。ただし、第8条、第9条、第18条、第19条及び第23条の規定は、同年4月1日から施行する。

(吹上町及び川里町の編入に伴う経過措置)

- 2 吹上町及び川里町の編入に伴い、委員となった者の任期は、第23条第3項の規定にかかわらず、現に在任する委員の任期満了の日までとする。

附 則（平成17年条例第118号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

別表（第22条関係）

区分	費用
原動機付自転車	1台につき 3,000円
自転車	1台につき 2,000円